

〔政 令〕

- 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令 (三二二)
  - 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令 (三二三)
  - 職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令 (三三四)
  - 予防接種法施行令の一部を改正する政令 (三三五)
  - 医療法施行令の一部を改正する政令 (三三六)
- 〔省 令〕
- 電波法施行規則の一部を改正する省令 (総務一五)
  - 無線設備規則の一部を改正する省令 (同一六)
  - 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令 (同一七)
  - 無線局免許手続規則の一部を改正する省令 (同一八)

三

二

二

二

〔告 示〕

- 研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令 (外務一)
- 医療法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働三)
- 周波数割当計画の一部を変更する件 (総務八六)
- 特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件 (同八七)
- 登録点検事業者等が行う点検の実施方法等を定める件の一部を改正する件 (同八八)
- 紛失の届出等により失効した旅券の告示 (外務一三八)
- 特別会計の情報開示に関する省令第一条の規定に基づき、特別会計財務書類の作成基準を定める件 (財務五九)

〔公 告〕

諸事項

- 官庁
  - 建設業の許可の取消処分関係
- 裁判所
  - 公示催告、破産、免責、再生関係
  - 特殊法人等
  - 独立行政法人都市再生機構関係
  - 地方公共団体
  - 教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係
  - 会社その他
  - 会社決算公告

三

二

二

二

三

三

二

二

二

二

二

○厚生労働省令第十三号  
 医療法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第三十六号)の施行に伴い、並びに医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四条の二、第二項第四号、第二十一条第一項及び第三十二条第一項の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
 平成二十年二月二十七日  
 厚生労働大臣 舩添 要一

医療法施行規則の一部を改正する省令  
 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。  
 第一条の九の次に次の四条を加える。

第一条の九の二 医療法施行令(昭和二十三年政令第三十六号、以下「令」という。)第三条の二

第一項第一号ハの規定により内科又は外科と同号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせるに当たっては、当該事項又は当該事項のうち異なる複数の区分に属する事項とを組み合わせることができない。この場合において、同一の区分に属する事項同士を組み合わせることはできない。

2 前項の規定は、令第三条の二第一項第一号ニ(2)の規定により同号ニ(1)に掲げる診療科名と同号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせる場合について準用する。

第一条の九の三 令第三条の二第一項第一号ハ(1)に規定する厚生労働省令で定める人体の部位、器官、臓器若しくは組織又はこれら人体の器官、臓器若しくは組織の果たす機能は、頭部、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓、脳又は脂肪代謝とする。

2 令第三条の二第二項第一号ハ(2)に規定する厚生労働省令で定める患者の性別又は年齢を示す名称は、周産期、新生児、児童、思春期、老年又は高齢者とする。

3 令第三条の二第二項第一号ハ(3)に規定する厚生労働省令で定める医学的処置は、漢方、化学療法、人工透析、臓器移植、骨髄移植、内視鏡、不妊治療、緩和ケア又はペインクリニックとする。

4 令第三条の二第二項第一号ハ(4)に規定する厚生労働省令で定める疾病又は病態は、性感染症又はがんとする。

第一条の九の四 令第三条の二第二項第一号ハに規定する厚生労働省令で定める不合理な組み合わせとなる名称は、次の表の上欄に掲げる診療科名の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める事項とを組み合わせるものとする。

診療科名	不合理な組み合わせとなる事項
内科	整形又は形成
外科	心療
診療科名	不合理な組み合わせとなる事項
アレルギー科	アレルギー疾患
小児科	小児、老人、老年又は高齢者
皮膚科	呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、腎臓、脳神経、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓又は脳

2 令第三条の二第二項第一号ニ(2)に規定する厚生労働省令で定める不合理な組み合わせとなる名称は、次の表の上欄に掲げる診療科名の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める事項とを組み合わせるものとする。

泌尿器科	頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、脳神経、乳腺、頭部、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓又は脳
産婦人科	男性、小児又は児童
眼科	胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肝門、心臓血管、腎臓、乳腺、内分泌、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓又は心臓
耳鼻いんこう科	胸部、腹部、消化器、循環器、肝門、心臓血管、腎臓、乳腺、内分泌、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓又は心臓

第一条の九の五 第一条の九の二第一項の規定は、令第三条の二第二項第二号ロの規定により同号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせる場合について準用する。

第一条の十四第四項中「医療法施行令(昭和二十三年政令第三十六号、以下「令」という。)」を「令」に改める。

第六条の四中「内科」の下に「外科」を加え、「外科、整形外科、脳神経外科、皮膚泌尿器科」を削り、「放射線科、歯科及び」を「及び放射線科(令第三条の二第二項第一号ハ又はニ(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。)、同号ハの規定による脳神経外科及び整形外科、歯科(同項第二号ロの規定により歯科と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。並びに)」に改め、「による診療科名」の下に「同項の規定により厚生労働大臣の許可を受けた診療科名に限る。」を加える。

第二十条第二号中「皮膚泌尿器科」を「皮膚科」に改め、「こよう門科」を削り、同条第七号中「呼吸器科、消化器科、胃腸科、循環器科」及び「皮膚泌尿器科」を削る。

第四十三条の二中「耳鼻いんこう科」の下に「令第三条の二第二項第一号ハ又はニ(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。」を加える。

附則  
 (施行期日)  
 第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

第二条 児童福祉施設最低基準の一部改正  
 (児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)の一部を次のように改正する。  
 第七十三条第二項中「神経科」を「医療法施行令(昭和二十三年政令第三十六号)第三条の二第二項第一号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科」に改める。

第三条 覚せい剤取締法施行規則の一部改正  
 (覚せい剤取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十号)の一部を次のように改正する。  
 第一条第一号中「神経科」を「医療法施行令(昭和二十三年政令第三十六号)第三条の二第二項第一号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科」に改める。  
 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正)  
 第四条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表中「性病科」を「医療法施行令(昭和二十三年政令第三十六号)第三条の二第二項第一号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科」に改め、若しくは「皮膚泌尿器科」を削る。

第六条第一項の表中「性病科」を「医療法施行令(昭和二十三年政令第三十六号)第三条の二第二項第一号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科」に改め、若しくは「皮膚泌尿器科」を削る。